

イラン核交渉 最終合意に向けた道のり

海外投融資情報財団
調査部 上席主任研究員
寺中 純子

1. はじめに

特集1のコロンビアがひと昔前のイメージとは異なる「生まれ変わった」姿をみせているように、イランも、昨年6月の大統領選挙をきっかけに対外関係に大きな変化を迎えつつある。イランは、2002年に顕在化した核開発活動が主因となり、この十余年、国際的に孤立を深めてきた。しかし、諸外国との緊張緩和を目指すロウハニ新政権のもとで核開発問題の解決に向けた外交協議が急速に進展し、昨年11月にはP5+1（米国、英国、フランス、ロシア、中国の国連安保理常任理事国5カ国およびドイツ）とイランが互いに自主的に取る措置を定めた「共同行動計画」（Joint Plan of Action, JPA）の合意をみた。そして今年1月20日から、同合意の第一段階としてイランが核開発活動の一部を抑制する一方、P5+1がイランに科してきた制裁の一部を停止する措置を、6カ月間の期間限定で実施し始めているところである。

イラン核開発問題に関する外交協議の今後の展開には3つのシナリオが考えられる。最もスムーズなシナリオは、第一段階実施期限である7月20日（年号の表記がないものは、以後も含め、すべて2014年）までに問題の包括的な解決策を盛り込んだ最終合意が成立するというものである。つぎに、7月20日までは間に

合わないものの、JPAが定めた最終合意の成立期限（JPAには同文書の“採択から1年以内”と書かれているが、関係者の間では“第一段階実施開始日から1年以内”、すなわち15年1月20日までと解釈されている）までに最終合意が成立するという次善のケースが考えられる。そして最後に、結局、最終合意が成立しないというシナリオもあり得る。

いずれのシナリオが実現するかはわからない。ただ、交渉当事者は最終合意の成立に向けて非常に強い意思をもっており、イラン核開発問題解決の可能性に関する期待はかつてなく高まっている。そして、完全な制裁解除を待たずして、各国企業が「テヘラン詣で」を始めている。果たしてこの動きがイランとのビジネス環境の完全な正常化にスムーズにつながっていくのか、イラン核開発問題に関する最終合意成立までの道のりとその先を見通してみたい。

2. おおむね順調に実施されている 第一段階

1月20日以降、JPAの第一段階はおおむね順調に実施されている。

イランが約束した核開発活動の抑制につき、3月20日付の国際原子力機関（IAEA）レポートは^{注1}、5%

図表1 JPA第一段階でイランが約束したこと

・既存の20%濃縮ウランの半分を燃料製造用酸化物とし、残りを5%以下に希釈する。再転換のラインは作らない。
・5%を超えるウラン濃縮を行わない。
・ナタンズ燃料濃縮プラント、フォルドウ、アラク反応炉での活動を進展させない。
・5%未満濃縮ウランを二酸化ウランに転換する。
・ウラン濃縮のための新しい施設を作らない。
・濃縮ウラン貯蔵目的以外の研究開発活動をIAEAの安全基準に従って継続する。
・濃縮ウランの再加工や再加工の能力をもつ施設の建設を行わない。
・IAEAによる監視を強化する（関係施設に関する情報提供、毎日のアクセス許可など）。

出所：JPA文書

を超えるウラン濃縮が行われていないこと、20%濃縮ウランの一部が5%以下に稀釈または燃料プレートの形態に転換されたこと、特定のウラン濃縮施設での活動に進展がないことなど、すべての項目が守られていることを確認し、IAEAによる監視の強化についても、ナタンズやフォルドウの濃縮施設に対する毎日の訪問受け入れなど、合意事項が守られている旨、述べている（図表1）。

一方のP5+1側が約束した制裁の停止も合意どおりに実施されている（図表2）。

イランからの原油輸出は、「現在の顧客が現在の平均量の原油を購入できるようにする」とされたが、「現在の顧客」である中国、インド、日本、韓国、トルコによる2月のイランからの原油輸入量は軒並み大幅に増加した。月ごとの輸入量には変動があるが、4月までの動きをみると、平均しておおむね昨年レベル以上の引き取りとなっている模様である（図表3）。IEAによれば、イランの原油生産量も、2013年の268万バレル／日に対し、14年第1四半期は281万バレル／日と若干増加している。なお、3月に米国務省がEU10カ国に対し^{注2}、米国法に基づく原油輸入制裁の適用を180日間免除すると発表した^{注3}が、今回のJPA合意事項の中にEUの原油輸入解禁は含まれていない。

海外銀行口座に凍結されていたイランの原油輸出代金の本国送金は、送金ルート確保に苦慮している様子もみられるが、予定されている全8回計42億ドルの送金のうち、5月20日までのイラン中銀の公表ベースで5回計25億5000万ドルが実施されている。イラン中銀およびイランのファルス通信の報道によれば、第1回と第2回は日本（第1回はスイス経由）、第3回は韓国、第4回と第5回はUAEの口座から、それぞれ送金が行われた模様である。航空機のスペアパーツ提供に

関しては、4月にボーイング社とゼネラル・エレクトリック（GE）社が米財務省からイランの民間航空機用のスペアパーツ輸出ライセンスを取得したと報じられた（財務省側はコメントを否定）^{注3}。

ただし、一部には互いの合意実施状況について不満も生じている。厳密にはJPAの範疇に属さないことであるが、米国は、1月20日以降も、イランに対し、人権濫用を理由とした制裁指定や、核開発に関する既存制裁の違反者に対する制裁指定あるいは民事罰（罰金）の執行を続けている。また、オバマ米大統領は、イランが新しく国連大使に任命した人物に対し1979年の在イラン米国大使館人質事件への関与を理由としてビザ発給を拒否する法案に署名した。イランはこれらの行動をJPAの精神に反するものと受け止め、非難している。EUも、EU議会がイランの国内人権状況に対する懸念表明の決議を採択し、イラン側の反発を招いた。一方、イランや諸外国が合意された制裁緩和・停止の範疇を超えたビジネス再開に向けて動きをみせていることに対しては、米国が強く釘を刺している。

注1：IAEA Report by the Director General, “Status of Iran’s Nuclear Programme in relation to the Joint Plan of Action”, 20 March 2014

注2：ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ポーランド、スペイン、英国の10カ国。

注3：2014年4月4日付、ロイター通信。

3. 最終合意に向けて重ねられる協議

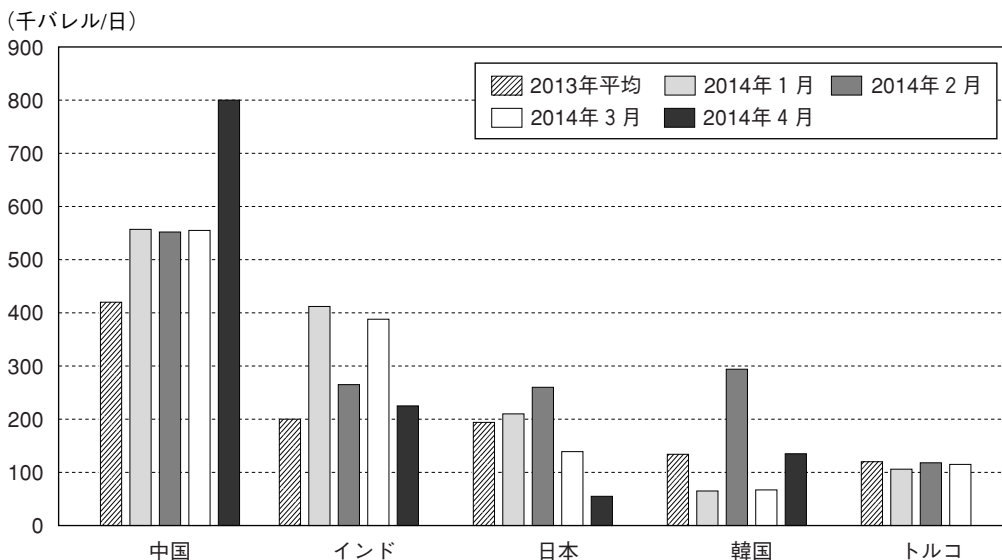
このように多少のギクシャクはあるものの、全体としては各当事者とも問題の包括的な解決に向け、最終合意の成立を目指す強い意思を保持している。イランのザリーフ外相は、最近のフォーリン・アフェアーズ誌への寄稿の中で^{注4}、「二度とめぐるこないかもしれ

図表2 JPA第一段階でP5+1が約束したこと

・原油輸出に関し、以下を認める：現状顧客による現状水準の輸入。海外にある原油収入の一部本国送金。保険、輸送サービス関連のEUおよび米国の制裁停止。
・石油化学製品輸出、金・貴金属関連の米国とEUの制裁、自動車産業関連の米国の制裁を停止する。
・民間航空機の飛行安全のためのスペアパーツ供給などを認める。
・国連安保理において新規の核関連制裁を採択しない。
・EUは、新規の核関連制裁を実施しない。
・米政府は、核関連の新規制裁を控える。
・人道支援ニーズに応じた取引を促進するため、イラン原油収入を利用した金融チャネルを設立する。
・EU規則に基づく制裁対象とならない取引の上限額を引き上げる。

出所：JPA文書

図表3 イラン原油輸入国の国別輸入状況



注：一部、速報値、見直し、下記出所情報からの推計を含む。
 出所：日本以外の2013年平均は国連商品統計、日本はMETI石油統計、それ以外の国の2014年データは通関統計や独自集計をもとにした各種報道

ないこの歴史的な機会をとらえるには勇気とリーダーシップが求められる。この機会は失われてはならない」と、最終合意に向けた不退転の決意を表明している。P5+1側も真剣である。今や協議を実質的にリードしている米政府の姿勢は、政権への影響力がある有力シンクタンクのレポートや政府高官の発言などからも読みとれる。たとえば、ブルッキングス研究所のインホーン元国務省特別補佐官（核不拡散・軍縮担当）は、イランの核兵器保有を長期的に防ぐという観点から最終合意文書に含まれるべき要素を具体的に示し、この問題の解決には外交協議による合意成立が最も好ましい選択肢であることを主張するレポートを3月に発表している^{注5}。

こうした双方の意思のもと、P5+1とイランによる最終合意に向けた協議が、2月以降、代表レベルの協議だけでも1カ月ごとのペースでウィーンを舞台に続けられている。

3月の協議後にザリーフ外相とアシュトンEU外交安全保障上級代表が出した共同声明は、「ウラン濃縮、アラク反応炉、民生用核に関する協力、制裁といった諸問題をカバーする実質的で有益な協議を行った」とし、次回日程を設定した。4月の協議後の共同声明では、「包括合意の一部として必要なすべての問題をカバーする実質的で詳細な協議を行った」「この交渉過程では存在するのが当然な意見の相違を克服するため、今後多くの集中的な作業が必要とされる」と述べ、次回

日程を設定した。

しかし、最終合意文書の起草を開始するとされていた5月の協議は、共同声明も次回日程の設定もなく終わった。P5+1とイランは、互いに相手がより現実的になるべきであると主張しており、起草に着手するには至らなかったようである。たとえば、ウラン濃縮のための遠心分離機の台数につき、イランは数万規模を希望しているが、P5+1側の要請は数千規模であるとされる。また、P5+1側はアラクの施設を重水炉から軽水炉に転換すべきであるとしているが、イランは同施設の性格を変えるつもりがない（重水炉のまま、プルトニウム生産量を抑えるなどの設計変更を行う用意はある）。さらに、ミサイル開発や過去の核開発活動に関する扱いなど、埋めるべき溝は多い。

5月の協議結果は、ここまで回を重ねるごとに膨らんできた最終合意への期待にやや水を差した感もあるが、交渉当事者の合意形成にかける熱意は変わらない。イランのアラグチ外務次官によれば、今後、6月中に1～2回、7月に1回の協議を予定しているとのこと、このうち6月の協議日程は16～20日であると発表された。次回協議でも起草に着手できないとなると第一段階の期限である7月20日までの最終合意はかなり難しくなるが、まずはこの期限を目指し、残り少ない時間の中でより精力的な詰めめの協議が行われることになる。

これらの協議と並行して、イランはIAEAとの話し

図表4 イランとP5+1およびIAEAとの協議状況

年/月	対P5+1（代表レベル）	対IAEA
2013/11	・24日、JPA合意。	・18日、今後の協力枠組み、6項目の措置につき合意。
2014/1	・20日、JPA第一段階実施開始。	
/2	・20日、最終合意に向けた協議スケジュールにつき合意。	・8～9日、6項目の着実な実施を確認。追加7項目で合意。 ・18日、天野IAEA事務局長とザリーフイラン外相が会談。
/3	・17～20日、「有益な」協議。次回日程設定。	
/4	・7～9日、「実質的で詳細な」協議。次回日程設定。	
/5	・13～16日、協議。最終合意文書起草に至らず。共同声明、次回日程設定ともになし。 ・26～27日、ザリーフ外相、アシュトンEU上級代表協議。	・12日、2月設定の7項目の実施状況確認。 ・20日、7項目実施確認の補足「よい進展」。追加5項目に合意。
/6	・16～20日、協議予定。	
/7	・20日、JPA第一段階期限。	
/8		・25日、追加5項目の実施期限。

出所：EU文書、IAEA文書、ファルス通信

合いも進めている（図表4）。IAEAとイランは、JPA成立の数日前に協力の枠組みに関する6項目の合意を成立させ、2月には追加の7項目に関しても新たに合意した^{注6}。この協力枠組みはJPAに基づく措置とは別のものであるが、イランの核開発活動に対する国際社会の懸念を払拭するうえで密接な関連をもつ。IAEAは2月、6項目についてイランが最初の3カ月間に実施すべき項目を着実に実施していると評価した。追加7項目についても、5月にいくつかの措置が実施されていることを確認し、改めて同月に「よい進展がみられる」と評価した。5月には、さらに追加の5項目の措置を約3カ月以内（8月25日まで）に実施することも合意している^{注7}。

注4：Mohammad Javad Zarif, “What Iran Really Wants - Iranian Foreign Policy in the Rouhani Era”, Foreign Affairs May/June 2014.

注5：Robert J. Einhorn, “Preventing a Nuclear-Armed Iran: Requirements for a Comprehensive Nuclear Agreement”, Brookings Arms Control and Non-Proliferation Series, Paper 10, March 2014.

注6：最初に合意された6項目は、ウラン鉱山やアラクの重水製造プラントに関する情報提供やIAEAによる訪問受け入れなど。次に合意された7項目は、アラク反応炉の新しい設計情報の提出、起爆装置開発関連の情報提供や説明などを含む。

注7：5項目には、高性能起爆装置に関する説明や、研究開発センターを含む遠心分離機関連施設への訪問受け入れなどを含む。

の頂点に君臨する最高指導者ハメネイ師の姿勢である（図表5）。核開発に関するイランの基本政策は、国家最高安全保障会議（Supreme National Security Council, SNSC）が最高指導者の意向を受けて議論・決定する。核開発問題に関する外交交渉の責任者も、前政権時代まではSNSC事務局長が務めていた。ロウハニ政権になってから、交渉チームを外相以下の外務省中心の編成にしたが、交渉方針が最高指導者の意向に沿ったものでなければならぬ点には変わらない。5月の協議終了後、ヴェラヤティ最高指導者外交顧問は、「交渉団は、最高指導者が規定している枠組みで動く限りイスラム共和国に支持される」と述べ、そのことを改めて表明している。

今のところ、最高指導者は交渉チームを基本的に支持しており、そのことを公言している。しかしその支持は盤石なものとはいえない。仮に交渉が最高指導者の想定する「レッドライン」（越えてはならない一線）より大きな譲歩をイランに迫るものとなれば、彼は対話の継続を支持しないだろう。そうなれば、今は遠慮げみな攻撃しか行っていない国内の保守強硬派や革命防衛隊による政権批判に火がつき、ロウハニ政権がこの問題で得点を稼ぐと自分たちの勢力は政治的にさらに周縁化されるのではないかとの彼らの思惑も相まって、交渉を妨害する動きが激しくなることが予想される。

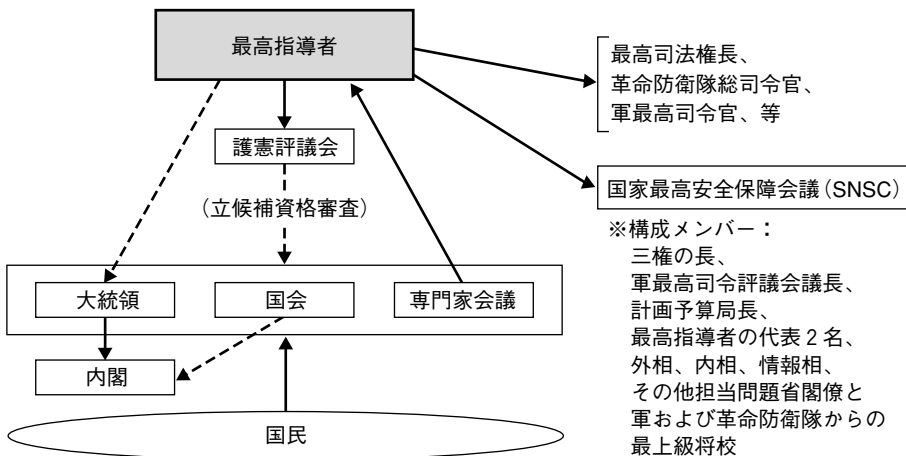
では、最高指導者のレッドラインとは何か。さまざまな機会における彼の発言を振り返ると、その立場は時に応じて揺らいでいるようにもみえる。たとえば、対米関係について、かつての彼は「米国との交渉を主

4. 最終合意の成否を左右する要因

(1) イラン国内要因

最終合意の成否を左右するイラン国内の要素として最も重要なのは、イランの政治体制において意思決定

図表5 イランの権力機構の関係



凡例：実線は直接的な選出または任命、点線は承認または信任。
出所：吉村慎太郎、『イラン・イスラーム体制とは何か』、書肆心水、2005年をもとに加工

張する人たちは、政治のイロハを知らないか、自尊心のイロハをわかっていない」と、直接対話の可能性を一蹴していた。それが現在では、P5+1との核協議の場においてイランが米国との二国間交渉を行うことも珍しくない。しかし、時々に応じて変化する発言の中でも一貫して見受けられるのは、国の尊厳は絶対に譲れないとする姿勢である。ハメネイ師は、昨年9月に革命防衛隊に向けた演説の中で、一定の条件のもとでは「英雄的柔軟性」を示すことも必要であると述べた。そしてその条件として、相手が誰であるか、主要な目的が何であるかを決して忘れないことをあげている。最高指導者の交渉への支持は、イランの尊厳を重んじる相手との間で、国の尊厳の保持・向上につながる結果を目指して行われていると判断される限り続こう。一方、国家主権に対する冒涇とみなされるような要求を突きつけられたと判断される場面が出てくれば、交渉への支持は失われよう。より具体的には、ウラン濃縮の規模など核開発プログラムに関する一定の考慮の用意はあるが、ウラン濃縮の権利そのものや科学的進展を阻害するようなことに関しては、交渉もしないし妥協もしないという立場である。

もうひとつ、政権が思い通りの外交を実行するには、国民からの支持も無視できない要素である。その意味で、経済状況がポイントとなる。体制利益判別評議会(図表5を参照)のために行われたある調査によると、制裁によるイランの経済損失は2011年度に1020億ドル、12年度に1600億ドル、13年度に1600~2000億ドルにのぼったという²⁸⁾。これは、それぞれの年度でGDP

の2割、3割、4割以上にも相当する規模である。これから経済を回復軌道に乗せるために国民に不人気な政策手段——補助金改革での現金給付の抑制、エネルギー価格の引き上げ、財政金融引き締めなど——も実施していく必要に迫られている現政権が、国民からの支持を維持できるかが注目される。今のところ、イラン経済には消費者物価指数の下落や為替の落ち着きなどのよい兆候がみられる一

方、JPA第一段階の制裁緩和で生まれている実際の利益は限定的である。今後、政策的な対応により企業業績の好転や失業率低下をどれほど実現できるかが、政権に対する国民の支持に影響しよう。経済状況の悪化は、交渉のテーブルに着く動機を強める要素も否定できないが、それによる政権への支持の低下が交渉を難しくする可能性がある。

(2) 国際要因

最終合意が成立するか否かは、イラン以外の国の動向や国際情勢によっても左右される。なかでも注目される影響要因として、11月に中間選挙を迎える米国の国内政治動向、米国とイランの合意を警戒するイスラエルなど交渉当事国でない国々の動向、ウクライナ情勢への対応などでより顕在化してきたP5+1構成国間の立場の違いなどがあげられる。

米国は、11月に中間選挙を控え、二期目に入っているオバマ政権の求心力低下が指摘される場面が増えている。しかし、シリア情勢をめぐる迷走やイスラエル・パレスチナ中東和平交渉の頓挫などが続くなかで、イラン核開発問題は政権が是非とも解決に導きたい課題である。それに対し議会は、これまでと同様に、政府に対してイランに厳しい姿勢で臨むことを要求している。3月には超党派の上院議員83名が大統領宛てに書簡を出し、基本的には現在の外交交渉を支持する姿勢をみせながらも、イランには生来のウラン濃縮の権利はないなど、イランの主張と真っ向から対立することを主張し、交渉が失敗した場合には迅速かつ劇的な制

裁強化を実施する意思を示した。最終合意が7月20日までに成立しなかった場合、イランとの協議はより選挙を意識した環境の中で行われることになり、議会や圧力団体などからのさまざまな働きかけも強まるだろう。そのような声を政権がどれだけコントロールできるかが問われる。

イスラエルは、イランの核兵器保有を自国の存在に対する脅威であるとし、常に軍事攻撃の選択肢をちらつかせながら、この問題に対応してきた。これまでのP5+1、特に米国のイランに対する制裁強化は、イスラエルの対イラン軍事攻撃ないし米国に対するイランへの軍事オプション発動の圧力を抑えるためという要素もあった。JPAが成立して部分的な制裁停止が実現し、さらに最終合意が目指されていることはイスラエルにとって警戒すべき事態であり、ネタニヤフ首相はこれを「歴史的な過ち」と強い調子で非難している。ただし、交渉の当事者すべてが合意成立に向けて強い意思をもち、イスラエルロビーの米国政治に対する影響力低下も指摘されるなかで、イスラエルは米国の方針に完全に逆らって合意を阻止したり破綻させたりするより、合意成立後の事態に即した安全保障政策の対応を考えるであろうとの分析もある^{注9}。

P5+1構成国間の立場の違いについては、ウクライナ情勢をめぐって米欧がロシアに制裁を発動する事態となり、冷戦構造の復活までささやかれる状況であるが、イランとの協議への影響は聞こえてこない。最近では、その他の国際的諸問題においても中国やロシアが米国を牽制する構図が往々にしてみられるが、ことイランに関しては、最終合意の成立がP5+1すべての国益にかなうことであり、その点では結束が保たれているようである。ただし、最終合意成立までの時間が長引けば、それだけ各国の利害を相反させるかく乱要因

が増え、イラン核交渉の展開はより不透明なものとなるだろう。

注8：2014年5月7日付、Khabar Online (Etemad紙からの引用)。

注9：Dalia Dassa Kaye and Jeffrey Martini, “The days after a deal with Iran, Regional Responses to a final nuclear agreement”, RAND Corporation, April 2014. 同レポートは、イスラエルと並び核交渉の行方に重要な影響を及ぼすもうひとつの国としてサウジアラビアをあげて分析している。

5. 最終合意の先にあるもの

(1) 制裁完全解除までの遠い道のり

JPAでは、最終段階において核関連の制裁を「合意されたスケジュールで」完全に解除するとしている(図表6)。つまり、最終合意成立時には制裁解除のスケジュール(あるいはその決め方)が決まっているだけで、実際にすべての制裁が解除されるのは先のこととなる。

比較的早期に解除が可能とみられるのは、立法府の手続きを経る必要がない行政命令のみに基づく制裁や、法律の中にウェイバー条項が定められている制裁である。ただし後者は期限付きであることが多いうえ、法的には可能であっても政治的に難しいことも想定される。

世界中の企業活動に最も影響が大きい米国の制裁について述べると、JPA第一段階で制裁が停止された石油化学製品の輸出は、制裁が行政命令(大統領令)にのみ基づいて科されていたものであった。しかし、石油化学製品の生産に関わる取引となると、イラン脅威削減およびシリア人権法(Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012, ITRSHRA)に一定額以上の取引に関する制裁規定がある。原油輸出については、2012年度米国防授権法(National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012,

図表6 JPAで合意された最終合意に含まれるべき要素

・合意された特定の長期の期間、継続する。
・NPTおよびIAEA安全保障協定締約国の権利と義務を反映する。
・国連安全保障理事会、多国間および単独国家による核関連の制裁を合意されたスケジュールで完全に解除する。
・イランの実際の必要に合致したパラメーターに基づき、活動の範囲やレベルにつき合意された制約のもとでの、相互に定義された濃縮プログラムを含む。
・アラク反応炉に関する懸念を完全に取り除く。プルトニウム再転換やそれが可能な施設の建設を認めない。
・核開発活動に関して合意された透明化措置とIAEAによる監視の強化を十分に実施する。IAEA追加議定書を批准・適用する。
・民生用核に関する国際的な協力を含む。

出所：JPA文書

NDAA) が主たる制裁法である。

その他の米国制裁につき、石油資源開発は、上述の大統領令13590号で定められた「1回で100万ドル以上、連続する12カ月で500万ドル以上」という規模の取引については同命令の撤回により可能となるが、イラン制裁法 (Iran Sanctions Act of 1996, ISA)、イラン包括制裁法 (Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010, CISADA) および ITRSHRA に規定される制裁は残る。CISADA と ITRSHRA は ISA を修正し、制裁対象を拡大するかたちで定められており、CISADA では一定額以上の投資が、ITRSHRA ではイランとの合弁への参加が、それぞれ制裁対象となっている。

CISADA、NDAA、ITRSHRA いずれも ウェイバー条項をもつが、いずれにも大統領による議会への証明・報告義務や有効期限など、さまざまな条件が付されている (図表7)。

CISADA や ITRSHRA は、石油製品の生産や輸出入、金融取引に関する制裁の解除にも、かかわってくる。これらすべての分野において対イランビジネスが安定的に可能になるには、ウェイバー条項の適用にとどまらず、法律 (あるいはその関連条項) そのものが廃止または停止されなければならない。そのためには議会の協力が必要となり、そのときの政治状況によっては困難を極めることも予想される。なお、イランが核開発活動の制限やIAEAの監視強化について通常のNPT締約国より厳しい条件を課せられる状況は、現在の米国の主張によれば20年以上続く可能性があるが、

この期間と制裁の完全な解除までの時間は必ずしも一致するものではないと理解されている。

(2) ポテンシャルの大きさ

このように難しい制裁解除ではあるが、実現すればその恩恵は非常に大きなものとなろう。本格的な制裁解除を前に、EU諸国を含む各国の企業や貿易投資ミッションが相次いでイランを訪問しており、ビジネス再開への関心の高さがうかがえる。5月にテヘランで開催された毎年恒例の石油・ガス・石油化学産業の国際展示会には、32カ国から600社を超す企業が参加したと伝えられている。昨年の外国企業参加数は195社であった。イラン側も、目標としている原油生産量400万バレル/日の達成や、埋蔵規模に比べて開発が進んでいない天然ガス関連プロジェクト実施に必要な外国投資を誘致すべく、契約形態の見直しを行うなど投資環境の改善に努めている。外国投資誘致に関するイラン当局OIETAI (Organization for Investment Economic and Technical Assistance of Iran) の長官によれば、昨年度の対内直接投資が45億ドル (うち、石油・ガス・石油化学産業が73%) であったところ、今年度はその25倍の投資誘致を実現するよう、政府から宿題を与えられているとのことである。

貿易に関していえば、2005年には、イランの輸入額の4割以上はEUから、輸出額の2割以上はEUに向けたものであり、EUはイランの主要なパートナーであった。それが、13年の第3四半期までの実績ではEUがイランの輸入額に占める割合は8%、輸出額に占め

図表7 米国の主要対イラン制裁法のウェイバー条件

法律	対象行為など	ウェイバー条件
CISADA	石油資源開発、石油製品の生産、イランへの石油製品の輸出	・大統領が国益上「必要」であると決定し、そのことを議会に証明。
	イランの核兵器取得阻害に関する米国による多国間の努力に緊密に協力している国の個人、企業、政府関係機関	・大統領が国益上「死活的」と決定し、そのことを議会に証明。 ・期間は12カ月以内 (6カ月までの更新可)。
	金融取引 (イラン政府の大量破壊兵器取得などの違法行為促進や、革命防衛隊関係機関などとの取引)	・財務長官が国益上必要であると決定し、その理由を議会に報告。 ・決定の30日後から。
NDAA	原油および石油製品売買のための金融取引	・大統領が国家安全保障上の利益にかなうと決定。 ・大統領が制裁留保によって得られる具体的な協力につき議会に報告。 ・期間は120日以内 (120日以内の更新可)。
ITRSHRA	石油資源開発、石油製品の生産、イランへの石油製品の輸出、石油化学製品の生産	・大統領が国家安全保障上の利益に「必須」であると決定し、そのことを議会に報告。 ・期間は1年以内。

出所：各制裁法

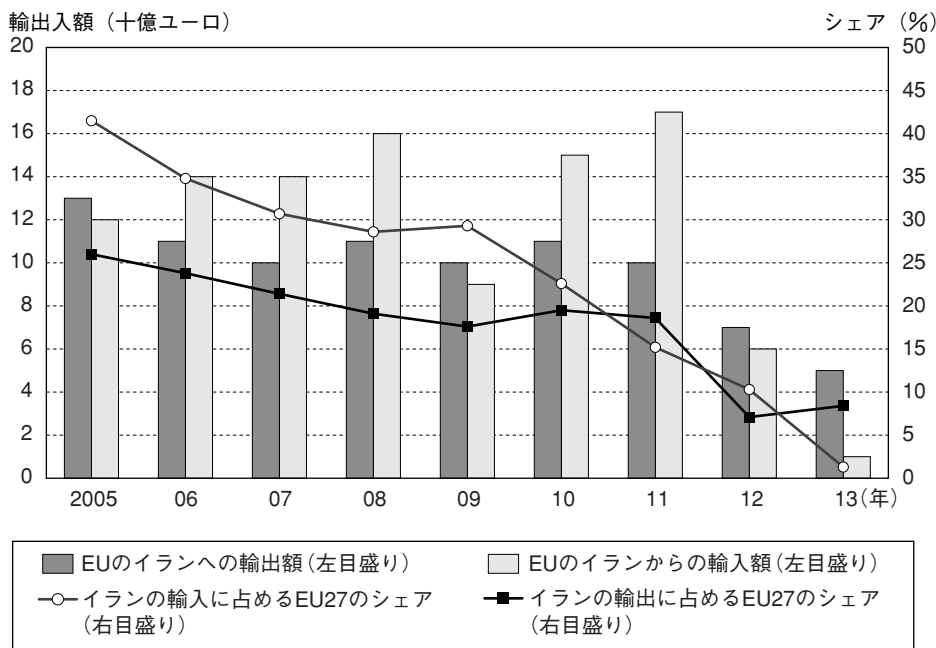
る割合はわずかに1%と、その位置づけが著しく低下してしまった(図表8)。最終合意が成立し、イランに科されていた制裁が解除されれば、EUにも少なからぬ経済的利益の機会となろう。米国も、イランがイスラム革命前のシャーの時代には、イランの主要な貿易相手であった。米国政府の報告書によると、1976年の米国からイランへの輸出はイランの商品輸入総額の約17%を占めていた^{注10}。当時の主な輸出品は、穀物、自動車、航空機などであり、JPA第一段階で

すでに制裁対象から除外された品目やその周辺の品目が多い(図表9)。しかし、今後すべての制裁が解除されれば、スペアパーツ以外の航空機本体や建設機械など、かつて強みをもっていた分野をはじめとするさまざまな分野で事業機会を探れるだろう。

近年、新興国・途上国との貿易が主流になっているイランにとっても、先進国との交易拡大に期待するところは大きいであろう。その一方、制裁下にあってもイランと取引を続けてきた先進国以外の国々としても、せっかく築いた市場を簡単に手放すわけにはいかない。イラン・イスラム革命前に米国政府が出した、上述とは別の報告書のなかに^{注11}、「イランの市場は、欧州や日本の供給業者がマーケティング活動を活発化させてきたため、競争が激しくなりつつある」として自国企業に奮起を促す記述がある。40年以上の時を経て、それに似た状況が生まれるのだろうか。

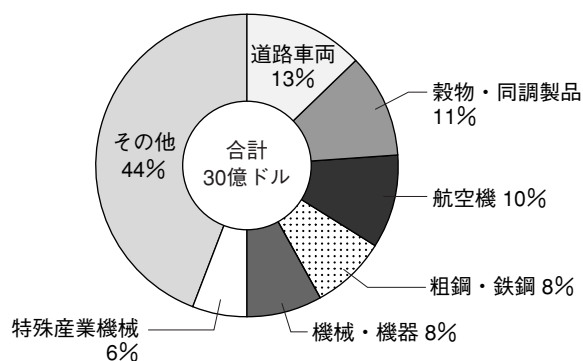
タイミングの見極めは難しいが、イランが久しぶりに前向きな展開への可能性という点で世界から注視される市場となっていることは間違いない。JPA第一段階が順調に実施され始め、産業界にもさまざまな動きが出てきたことで、最終合意の先にある利益の大きさ、言い換えれば最終合意が成立しないことの機会費用が膨大であることへの認識が、イランにもほかの国々に

図表8 EUとイランの貿易状況の推移



出所：欧州委員会

図表9 米国から革命前イランへの輸出品構成 (1975年)



出所：U.S. Department of Commerce, "IRAN, A Survey of U.S. Business Opportunities", October 1977.

もこれまで以上に醸成されていることだろう。そのことが合意成立への推進力となってほしいものである。

注10：U.S. Department of Commerce, "IRAN, A Survey of U.S. Business Opportunities", October 1977.

注11：USAID, "Technical Cooperation with Iran, Report on a Case Study of Opportunities and Policy Implications for the United States" (Draft), April 1972.

*2014年5月30日記 (ウェブ先行配信版から一部加筆修正しています)